

大口町告示第21号

大口町指定地域密着型サービス事業者等指導要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年3月26日

大口町長 鈴木雅博

大口町指定地域密着型サービス事業者等指導要綱の一部を改正する要綱

大口町指定地域密着型サービス事業者等指導要綱（平成25年大口町告示第47号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大口町指定介護保険事業者等指導要綱

第1条中「規定する指定地域密着型サービス事業者」の次に「、法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者」を加え、「指定地域密着型サービス事業者等」を「指定介護保険事業者等」に、「及び地域密着型サービス」を「及び介護保険サービス」に、「指定地域密着型サービス事業者の支援」を「指定介護保険事業者の支援」に改める。

第2条及び第3条中「指定地域密着型サービス事業者等」を「指定介護保険事業者等」に改める。

第4条各号列記以外の部分、第1号並びに第2号ア及びイ中「指定地域密着型サービス事業者等」を「指定介護保険事業者等」に改め、同条第2号ウ中「2年」を「3年」に改める。

第5条第2項、第6条及び第7条中「指定地域密着型サービス事業者等」を「指定介護保険事業者等」に改める。

第8条中「大口町指定地域密着型サービス事業者等監査要綱」を「大口町指定介護保険事業者等監査要綱」に改める。

第9条中「指定地域密着型サービス事業者等」を「指定介護保険事業者等」に改める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。